

岩手中部水道企業団における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

1 計画の目的

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮されるよう、職場環境の整備を図ることを目的とする。

2 計画の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況の点検、評価等を定期的実施する。

4 現状の把握

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、当企業団における女性の職業生活における活躍に関する状況について把握を行った。その結果は次のとおり。（抜粋）

（1）男女別の育児休業取得率

	平成26年度	平成27年度
育児休業取得対象者	9人	11人
うち女性	0人	1人
うち男性	8人	10人
取得者（割合）	0人（0%）	0人（0%）
うち女性	0人（0%）	0人（0%）
うち男性	0人（0%）	0人（0%）

※対象者…3歳以下の子がいる職員

（2）職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

	平成26年度	平成27年度
対象者	11人	12人
取得者（割合）	4人（36%）	1人（8%）
平均取得日数	2.5日	1日

※対象者…岩手中部水道企業団職員就業規程第29条第13号、第14号、第15号、第18号

第19号のいずれかに該当する職員

第13号 生後1年6月までの子の保育（育児短時間勤務）

第14号 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護

第15号 小学校就学までの子の予防接種等

第18号 妻の出産

第19号 妻の出産に伴う子の養育

5 数値目標

4における現状把握の結果を受け、男性職員の家庭生活への関わりの更なる推進や男女を問わず仕事と家庭の両立を支援するため、次のとおり目標を設定する。

【目標1】育児休業の取得促進

平成32年度までに、育児休業を取得する職員の割合を10%以上にする。

【目標2】育児参加のための休暇の取得促進

平成32年度までに、制度が利用可能な職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上にする。

6 目標を達成するための取組及び実施時期

5で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【取組1】育児のための休暇制度の周知

配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得を促進するため、平成28年度中に、出産・育児に関する特別休暇の制度内容等を、グループウェアを活用して職員に周知する。

【取組2】休暇を取得しやすい環境づくり

休暇を取得しやすい環境を職場に浸透させる一環として、平成28年度中に、「記念日休暇」と題して職員が年次休暇等を取得するきっかけづくりを提供する。

【取組3】業務の見直しによる働きやすい環境整備

業務の偏りを減らすことで、職員が均等に休暇を取得しやすくなるよう、業務内容、事務分掌の見直しを定期的に行う。

(以上)